

令和8年度 第1回 多治見市空家等審議会 議事要旨

日時：令和8年8月24日（月）午後2時から午後4時まで

場所：多治見市役所本庁舎 4階会議室

1 出席者

(1) 委員

安江 達昌	委員
長谷川 幸生	委員
土岐 正典	委員
木下 貴子	委員（会長）
田中 信次	委員
佐藤 逸子	委員

(2) 事務局

都市計画部	部長	福田
建築住宅課	課長	堀尾
建築住宅課	課長代理	和田
建築住宅課	主査	森
建築住宅課	主査	外川

2 令和8年度第1回多治見市空家等審議会

(1) 議題

- 議題1 特定空家等の勧告について【諮問】（非公開）
- 議題2 特定空家等の倒壊について【報告】（非公開）
- 議題3 第2次多治見市空家等対策計画 令和7年度の実施状況について【報告】
- 議題4 所有者不明土地・建物管理制度活用物件の進捗状況について【報告】

3 議事要旨

(1) 議題 3 第 2 次多治見市空家等対策計画 令和 7 年度の実施状況について【報告】

事務局から議題 3 について説明

〈質疑応答の要旨〉

委員)

特定空家等と判断する基準は何点以上か。

事務局)

特定空家等の判断には、実態調査の判定ランクとは別の判断チェックシートを使用しており、合計150点以上を基準としている。職員が現地確認を行い、各項目を採点して判定する。

委員)

空家除却補助金は、固定資産税の納税通知書に案内を同封するなどして周知しているのか。

事務局)

固定資産税の納税通知書へのチラシ同封に加え、令和 7 年度には、空き家に関する情報をまとめた空き家ガイドブックを作成・配布し、制度の周知に努めている。

委員)

解体された長屋は、所有者が 1 人だったのか。

事務局)

本件は 1 人の名義で、各住戸を賃貸していた長屋である。一方、区分所有の長屋は、所有者間の調整が必要となるため、対応が難しい事例が多い。

（２）議題４ 所有者不明土地・建物管理制度活用物件の進捗状況について【報告】

事務局から議題４について説明

〈質疑応答の要旨〉

委員)

敷地内に放置車両があるが、制度の活用にあたって問題はなかったか。

事務局)

本件では、土地、建物及び車両の所有名義が同一であることを確認できたため、管理人の権限の範囲で一体的に取り扱うことができた。

委員)

本件は市が申立てを行ったとのことだが、市はどのような立場で申立てを行ったのか。

事務局)

所有者不明土地法では、利害関係の有無にかかわらず、土地建物の管理の必要性が認められる場合には、市町村長が管理人の選任申立てが可能であるため、同法に基づき市が申立てを行った。

委員)

本件が所有者不明と判断されるまでの経緯はどのようなものか。

事務局)

調査の結果、所有者は未婚で、両親及び兄弟姉妹が既に亡くなっており、子もないことが確認された。本件は相続関係が比較的明確な案件であったが、相続人が多数に及ぶ場合は、調査や手続に時間を要する。

委員)

相続人全員が相続放棄をした場合は、この制度の活用を検討することになるのか。また、申立てを行う物件の優先順位はどのように決めるのか。

事務局)

相続人が不存在となった物件は、制度活用の検討対象となり得る。市が把握する同様の物件のうち、売却や活用の見込み、購入希望の有無、周辺への影響などを踏まえ、解決可能性の高いものから優先している。